

十字路

来年4月に黒田東彦日銀総裁の任期が終わるまで金融政策は変わらないとの見方が多い。しかし、総裁が代わらないと金融政策が変更できないというはおかしい。

1998年に施行された新日銀法では、総裁、副総裁を含む9人の審議委員からなる金融政策決定会合での議論を経て、金融政策が決定されるようになつた。

最終的には議長である日銀総裁が提案する議案が賛成多数で承認されることになるとしても、議長案とは異なる議案が審議委員から提出される

ことが珍しくなかつた。

2001年3月に初の量的金融緩和政策が導入されてからは、議長案を上回る積極的な緩和政策の議案が委員から提出されるようになつた。

13年4月に量的・質的金融緩和が導入されて以降は、金融緩和の際限なき拡大に歯止めをかけるためのいくつかの議案が委員から提出された。

これらの議案は否決されましたが、金融政策決定会合でどのような議論がされているのか、その時点の金融政策の問題点は何か、といった点を明らかにし、金融政策の透明性を高める役割を果たした。残念ながら、金融政策が複雑かつ難解になるにつれて、委員から議案が提出される

とはなくなつてきた。

しかし「2%の物価安定目標の達成が続いているのに、マネタリーベース増加のコミットメントを続けるのか」「10年金利の0・25%の上限を維持するために大量の国債を買入れることが適切なのか」といった問題意識を反映した議案が委員から提出されてもよいのではないか。

金融政策は日銀総裁が1人で決めるものではない。総裁の任期とは関係なく、金融政策決定会合の場で活発に議論することが、金融政策の透明性を高め、適切な金融政策を実現するための道を開く。

(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)

研究主幹 鈴木 明彦

金融政策は合議で決まるもの